

# 救命救急センター等設備整備費補助金交付要綱

平成17年4月27日  
医第111号

平成26年8月15日  
医第502号

平成29年4月7日  
医第993号

平成30年5月30日  
医第700号

令和2年2月20日  
医第1043号

令和4年8月18日  
医第412号

(趣旨)

第1条 県は、重篤な救急患者に対する医療を確保するため、救命救急センター及び高度救命救急センター（以下「救命救急センター等」という。）の設備整備事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、別に国が定める「救急医療対策事業実施要綱」（昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知）に基づく次の事業とする。

(1) 救命救急センター設備整備事業

都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う救命救急センターの設備整備事業

(2) 高度救命救急センター設備整備事業

都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う高度救命救急センターの設備整備事業

(補助額の算定方法)

第3条 前条の事業に対する補助額は、次に掲げる表1及び表2の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

表1 救命救急センター設備整備事業

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
医療機器整備費	次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (1) 医療機器(2)から(5)に掲げるものを除く。 1か所当たり 256,300千円 (ただし、30床未満の場合は、1床当たり8,470千円を減額し、重症熱傷医療を行う場合は、1か所当たり44,000千円を加算することができる。) (2) 心臓病専用医療機器 1か所当たり 62,856千円 (3) 脳卒中専用医療機器 1か所当たり 62,856千円 (4) 小児救急専用医療機器 1か所当たり 62,856千円 (5) 重症外傷専用医療機器 1か所当たり 62,856千円	救命救急センターとして、必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の購入費	2/3	1品につき 100,000円
ドクターカー	1か所当たり 58,737千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費		—
心電図受信装置	1か所当たり 2,774千円	心電図受信装置の購入費		—

表2 高度救命救急センター設備整備事業

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
広範囲熱傷用医療機器	1か所当たり 88,000千円	高度救命救急センターとして必要な広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者用医療機器購入費	2/3	1品につき 100,000円
指肢切断用医療機器	1か所当たり 8,542千円			1品につき 100,000円
急性中毒用医療機器	1か所当たり 32,039千円			1品につき 100,000円

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者は、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(記載事項)

第5条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- (2) 見積書の写し
- (3) その他参考となる資料

(軽微な変更)

第6条 規則第6条第1項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、県から補助金の交付を受けて行われる事業（以下、「事業」という。）の目的及び内容の変更以外の変更であって、補助金の額に影響を生じないものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 県から補助金の交付を受けて行われる事業（以下、「事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係

る仕入控除額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第5号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事へ報告しなければならない。

なお、事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(10) 事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助金名及び取得年月日を記入した備品管理用のステッカーを貼るとともに、備品台帳の備考欄に補助事業により取得したことを明記しなければならない。

(11) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(12) 当該補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

2 前項の軽微な変更とは、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であつて、補助金の額に変更を生じないものとする。

（交付決定通知書の様式）

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（実績報告書の様式等）

第9条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後15日以内又は事業年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

（確定通知書の様式）

第10条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

（暴力団の排除）

第11条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 知事は、補助事業者が同意した前項の誓約事項が虚偽であり、又はこの誓約に反したことが判明した場合、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（その他）

第12条 この要綱に定める補助金については、第1条第2項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の適用がある。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年8月15日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。